

介護給付費過誤申立時の留意事項について

1 高額介護サービス費と過誤処理の関係について

高額介護サービス費は、介護サービスの利用者負担額の確定を受けて計算が行われるため、通常はサービス利用月の3か月後に支給をしていますが、過誤処理中は正しい計算ができないため、高額介護サービス費の支給に影響が出ることがあります。

○過誤申立とは

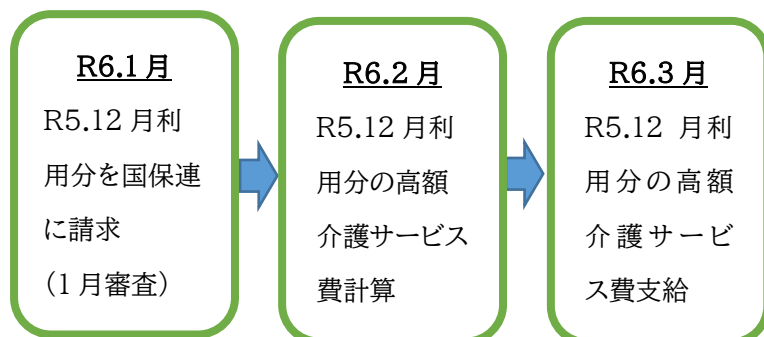
介護給付費明細書の確定後、その内容に誤りが判明した場合、事業所が保険者へ過誤申立を行うことで、国保連に過誤の情報が提出され、給付実績が取下げられることをいいます。必要な場合は、事業所は正しい金額で再度請求を行います。(以下再請求)。

○高額介護サービス費とは

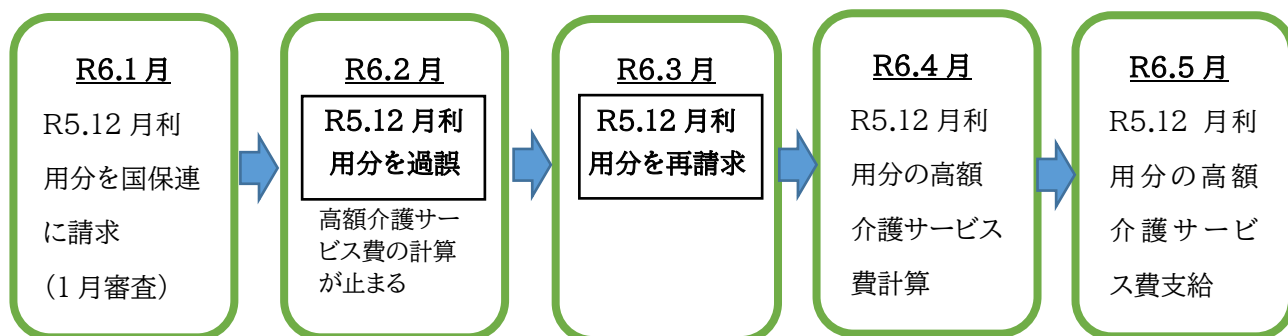
同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を支給する制度です。負担上限額は世帯の課税状況によって異なります。

◇高額介護サービス費支給の流れ(例)

例1 基本的な高額介護サービス費支給の流れ



例2 過誤申立があった場合の高額介護サービス費の支給の流れ
(R5.12 月利用分を R6.2 月に過誤し、翌 3 月に再請求した場合)



◇高額介護サービス費の所得区分および負担上限額(参考)

所得区分	負担上限額
課税所得690万円以上	世帯 14,100円
課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
一般世帯(住民税課税世帯)	世帯 44,400円
住民税非課税	世帯 24,600円
合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 等	世帯 24,600円
住民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給している方 等	個人 15,000円
生活保護を受給している方 等	個人 15,000円

2 過誤申立における利用者への説明について

○過誤申立を行う際には、利用者の高額介護サービス費受給の有無を確認し、受給者には、支給額や支給時期に影響が出る可能性がある旨を説明してください。

・再請求等により利用者負担額が確定するまで、高額介護サービス費の正しい計算ができなくなります。特に、毎月高額介護サービス費が支給されている利用者は、支給がない月があった際に疑問に思われたり、生活の予定変更が必要になったりすることがありますので、説明をお願いします。

・過誤処理により、配偶者など同一世帯員の高額介護サービス費にも影響が出る可能性があります。

○利用月の翌々月以降に過誤申立を行った場合、すでに高額介護サービス費が支給されていることがあります。その場合は、保険者から利用者に追加支給や返還金の請求を行う可能性があります。遡及して過誤申立を行う際には、利用者にもその旨説明してください。

・過剰請求により、事業者が利用者に利用料を返還する場合、高額介護サービス費は過払いとなるため、保険者から利用者に返還請求を行います。

・過少請求により、事業者が利用者から利用料を追加徴収した場合は、高額介護サービス費は追加支給となります。

○過誤申立後の再請求は速やかに行ってください。(高額介護サービス費やその他助成費等の計算へ影響を及ぼします。)

○過誤申立は当区では毎月15日を提出期限としています。15日までに受付した過誤申立については、翌月から再請求が可能となります。(給付管理票の修正が必要な場合を除く。)

以上

【問い合わせ先】杉並区保健福祉部介護保険課給付係

電話:03-3312-2111(内線 1332~1334)